**ひらお苑ケアマネジメント相談センター**

**居宅介護支援重要事項説明書**

１．当事業所の特徴

（１）運営方針

当事業所が行う居宅介護支援は、高齢者の心身の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、関係区市町村、地域の医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、質の高いケアマネジメントの推進、及び公正中立なケアマネジメントの確保を行うとともに、総合的なサービスの提供に努めます。

（２）居宅介護支援の実施概要等

①利用者が必要とする介護等の情報の提供

②利用者の要介護認定の申請代行

③居宅サービス計画の作成

④居宅サービス計画に基づいた実施状況の継続的管理と評価

２．当センターが提供するサービスの相談窓口営業時間

受付時間　　月～土曜日　　午前８時３０分～午後５時３０分

※ただし、年末年始は除く

電話番号　　０４２－３３１－５６６６

０４２－３３１－６０８８（直通）

担当　　　　ひらお苑ケアマネジメント相談センター　介護支援専門員

３．概要

（１）居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 | ひらお苑ケアマネジメント相談センター |
| 所在地 | 東京都稲城市平尾２－４９－２０ |
| 介護保険指定番号 | 居宅介護支援　（東京都　１３７５１０００１１） |
| サービスを提供する対象地域 | 稲城市全域及び川崎市麻生区金程、向原 |

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（但し、訪問時には別途交通費がかかる場合もあります。）

（２）当事業所の職員体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 従業者の職種 | 資格 | 勤務形態・員数 | 業務内容 |
| 管理者 | 主任介護支援専門員 | 常勤(兼務)・1名 | 従業者の管理、利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他運営管理 |
| 介護支援専門員 | 介護支援専門員 | 4名 | 居宅介護支援に関する業務 |

４．居宅介護支援の主な内容

（１）支援の開始

①居宅介護支援事業所を選びます。

居宅介護支援事業所を選択するのはあくまでも利用者本人や家族であり、決して強制されるものではありません。居宅介護支援事業所の情報は区市町村の担当課や地域包括支援センターにお問い合わせください。

②選択した居宅介護支援事業所と契約を締結します。

契約時に介護保険被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無、その有効期間を確認させていただきます。

③「居宅サービス計画作成依頼届出書」を介護保険者（区市町村）に提出します。

当事業所では提出の代行をいたします。

④利用者の状況の把握と確認をします。

介護支援専門員（以下、「担当ケアマネジャー」）が、利用者の居宅に訪問し、利用者や家族と面談して解決すべき課題などを分析します。

⑤介護サービス事業者を選定します。

担当ケアマネジャーが課題を解決するためのサービスを提供する介護サービス事業者の情報を提供しますので、利用者が事業者を選択します。

⑥居宅サービス計画原案の作成

担当ケアマネジャーが利用者の意見や心身の状態をふまえて、介護サービスの目標や提供される介護サービスの内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。

⑦サービス担当者会議

担当ケアマネジャーを中心に、介護サービス事業者の担当者や利用者・家族が意見交換などを行います。

⑧居宅サービス計画への同意と交付

⑥の原案をもとに、サービス担当者会議で出た意見などをふまえて、担当ケアマネジャーが居宅サービスを作成します。その内容を利用者に説明し同意を得て、署名、押印をいただいたうえでお渡しします。

⑨介護サービスの利用を開始します。

（２）支援開始後

①利用者の居宅をひと月に1回は訪問し面接することにより経過を把握し、その内容を記録します。

②居宅サービス計画の目標に沿って介護サービス等が提供されるよう、事業者等との連絡調整を行います。

③利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更や、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

④居宅サービス計画を変更した場合には原則としてサービス担当者会議を開催、またはサービス事業者に対し利用状況や専門的見地からの意見の照会を行います。

（３）支援の終了

①利用者は事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

②人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、ご希望であれば地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③以下の場合は自動的にサービスを終了いたします。

1）利用者が長期入院（3ヶ月程度）または他の介護保険サービスを利用することにより居宅介護支援サービスを提供することができなくなった場合。

2）利用者の要介護認定区分が要介護以外と認定された場合。ただし、引き続き何らかの支援が必要な場合は速やかに利用者を担当する地区の地域包括支援センターと連携を図ります。

3)利用者が被保険者資格を喪失した場合。

4)その他

利用者や家族などが当事業所や担当ケアマネジャーに対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に支援を終了させていただく場合がございます。

５．料金

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金は次のとおりです。

法定代理受領※1により当事業所に対して介護報酬が支払われる場合は利用者の自己負担はありません。

※1法定代理受領とは、保険者である市区町村が利用者に代わって介護保険事業者に費用を支払うことを言います。

（１）居宅介護支援費（１ヶ月あたりの料金）

単位：円

|  |  |
| --- | --- |
| 要介護１・２ | １１，６７９ |
| 要介護３・４・５ | １５，１７１ |

（２）加算（該当する場合に加算）

単位：円

|  |  |
| --- | --- |
| 初回加算 | ３，３１５　／月 |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 月２回限度　　２，２１０　／回 |
| 入院時情報連携加算Ⅰ | ２，２１０　／月　 |
| 入院時情報連携加算Ⅱ | １，１０５　／月 |
| 退院・退所加算（Ⅰ）イ | ４，９７２　／回 |
| 退院・退所加算（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）イ | ６，６３０　／回 |
| 退院・退所加算（Ⅱ）ロ | ８，２８７　／回 |
| 退院・退所加算（Ⅲ） | ９，９４５　／回 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 | ３，３１５　／月 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 | ３，３１５　／月 |

利用者の介護保険料の滞納等により法定代理受領による介護報酬の支払いが行われない場合があります。その場合は上記の料金をお支払いいただき、当事業所がサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を介護保険者（区市町村の役所の窓口）に提出し、払い戻しを受けて下さい。

６．事故発生時の対応

（１）利用者に対する居宅介護支援の提供によって事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

（２）事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

（３）利用者に対する居宅介護支援の提供によって事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

（４）事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を行います。

７．サービス内容に関する相談・苦情の解決体制

（１）当施設の相談・苦情対応に関する体制

①苦情解決責任者：白井　仁志　平尾会　施設長　　　　　　　　〔連絡先　℡042-331-5666〕

苦情受付担当者：宿利　秀子　平尾会　センター室長　　　　　〔連絡先　℡042-331-5666〕

第三者委員：Ｗ　原紙に記載

　　　　　Ｔ　　同上

　　　　　Ｓ　　同上

②苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

③苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

④苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア．第三者委員による苦情内容の確認

イ．第三者委員による解決案の調整、助言

ウ．話し合いの結果や改善事項等の確認

（２）その他の相談窓口

①区市町村の苦情相談窓口（連絡先は各区市町村にお問い合わせください）

稲城市役所（代表）　　　　　　TEL　０４２－３７８－２１１１

川崎市麻生区役所（代表）　　　TEL　０４４－９６５－５１００

②東京都社会福祉協議会に設置された福祉サービス運営適正化委員会

ＴＥＬ　０３－３２６８－１１４８　　相談時間　月～金曜日　午前９時～午後５時

③東京都国民健康保険団体連合会

ＴＥＬ　０３－６２３８－０１７７　　相談時間　月～金曜日　午前９時～午後５時

８．当法人の概要

法人名称　　社会福祉法人平尾会

代表者　　　理事長　川島　實

所在地　　　〒206‐0823　東京都稲城市平尾2－49－20

電　話　　　042‐331‐5666

定款の目的に定めた事業

①介護老人福祉施設（介護老人福祉施設ひらお苑）　　　　　　１ヶ所(１７４床)

②短期入所生活介護（ショートステイひらお苑）　　　　　　　１ヶ所(４床)

③通所介護（デイサービスセンターひらお苑）　　　　　　　　１ヶ所(定員３０名)

④認知症対応型共同生活介護（グループホーム　やまもも）　　１ヶ所(定員６名)

⑤居宅介護支援（ひらお苑ケアマネジメント相談センター）　　１ヶ所

⑥訪問介護（ホームヘルパーステーションひらお苑）　　　　　１ヶ所

⑦介護予防支援（稲城市地域包括支援センターひらお）　　　　１ヶ所

⑧高齢者生活支援ハウス　どんぐり　　　　　　　　　　　　　１ヶ所(定員１0名)

居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和　　　年　　　月　　　日

事業者

[名称]　　　ひらお苑ケアマネジメント相談センター

[所在地]　　〒206-0823　東京都稲城市平尾2－49－20

[説明者]　　　　　　　　　　　　　　　印

私（利用者または代理人）は、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

[住所]

[氏名]　　　　　　　　　　　　　　　印

代理人

[住所]

[氏名]　　　　　　　　　　　　　　　印

[利用者との続柄]

立会人

[住所]

[氏名]　　　　　　　　　　　　　　　印

[利用者との続柄]